

教育における生成AI活用推進リーダープログラム

生成AIの注意点・リスク

生成 AI と著作権



吉田 壘

東京大学 大学院工学系研究科 准教授

LLM 寄附講座 特任准教授

2026年4月

はじめに

- **吉田は著作権の専門家ではありません**
 - 吉田が独自に調査、勉強したものですので、みなさまにとって参考程度の位置づけの内容になることご了承ください
- **本内容は以前に実施したイベントをベースにしています（イベント後に弁護士の先生がリーガルチェック済）**
 - 参考: <https://edulab.t.u-tokyo.ac.jp/2024-10-31-event-report/>
- **本内容は日本における著作権についての説明になります**
 - 国によって著作権の扱いが異なりますが、ベルヌ条約等外国との条約により、基本的には著作権が利用される国の法律が適用されます
 - 参考: <https://www.cric.or.jp/qa/hajime/hajime5.html>
- **法的な対応が必要な場合は弁護士等にご相談ください**

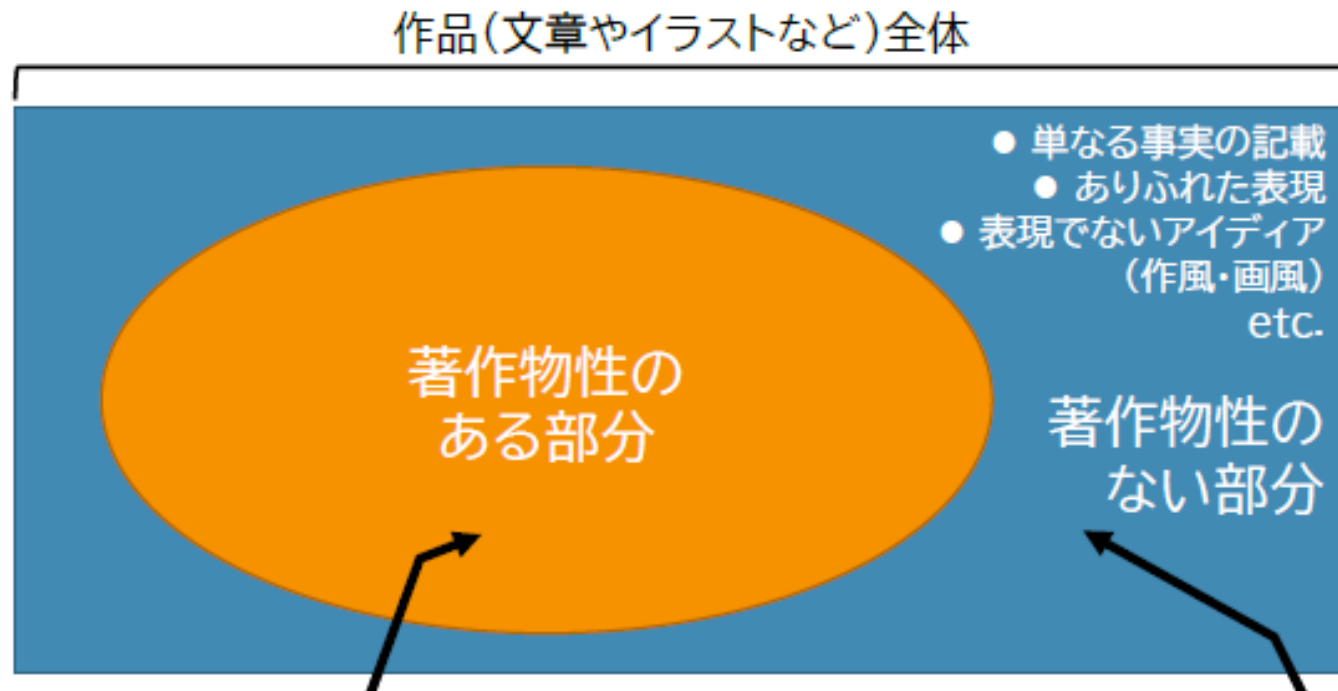
参考資料

- e-Govポータル（2024）著作権法, <https://laws.e-gov.go.jp/law/345AC0000000048>
- 文化庁（2024a）AIと著作権について, <https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/aiandcopyright.html>
 - 文化審議会著作権分科会法制度小委員会（2024）AIと著作権に関する考え方について（2024年3月15日発行）
 - 法的な拘束力を有するもの、確定的な法的評価を行うものではない
- 文化庁（2024b）AIと著作権に関するチェックリスト&ガイダンス（2024年7月31日発行）
- 文化庁（2024c）著作権セミナー「AIと著作権Ⅱ」（2024年8月9日実施）
- 文化庁（2023）著作権セミナー「AIと著作権」（2023年6月19日実施）

著作権の基本理解

著作物とは

- 思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの。アイデア、作風、画風等は対象外



《著作権法の「著作物」の定義》
(法第2条第1項第1号)

- ① 思想又は感情を
- ② 創作的に
- ③ 表現したものであつて、
- ④ 文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの

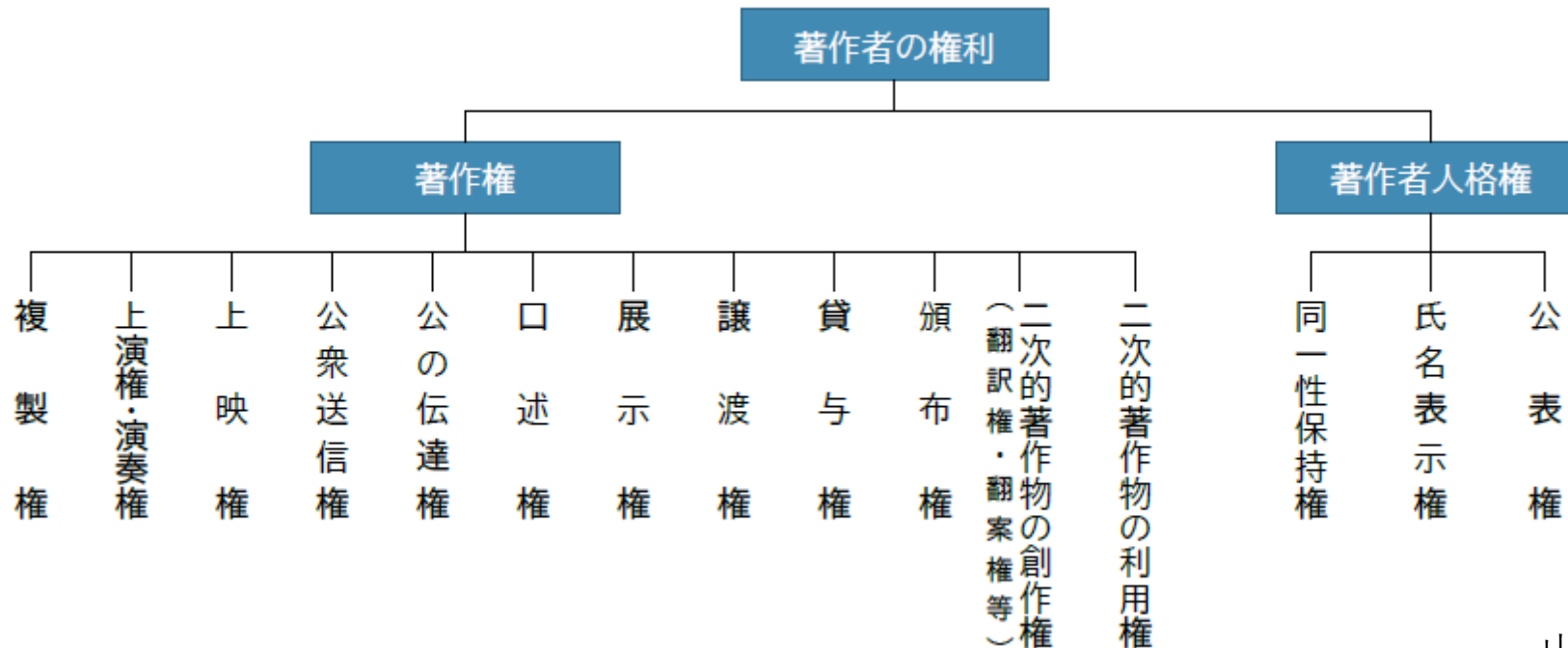
著作権法による保護の対象
=複製や公衆送信等の利用行為には
原則、著作権者の許諾が必要

著作権法による保護の対象外
=許諾なく自由に利用可能

出典: 文化庁 2023

著作権とは

- 「著作物」を創作した者（著作者）が持つ権利
- 複数種類あり、利用にあたってはどの権利が関連するか見極める必要あり
- 権利制限規定（例外規定）に該当する場合は、著作者の許諾を得ずに利用可能



出典: 文化庁 2023

著作権の権利制限規定（例外規定）

- 私的利用のための複製（著作権法 第30条）、引用（著作権法 第32条）
- 学校その他の教育機関における複製等（著作権法 第35条）
 - 学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く）
 - 教育を担当する者及び授業を受ける者
 - 授業の過程における利用目的とする場合
 - 必要と認められる限度において、複製、公衆送信が可能
 - 翻訳、編曲、変形又は翻案も可能（著作権法 第47条の6）
 - ただし、著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない

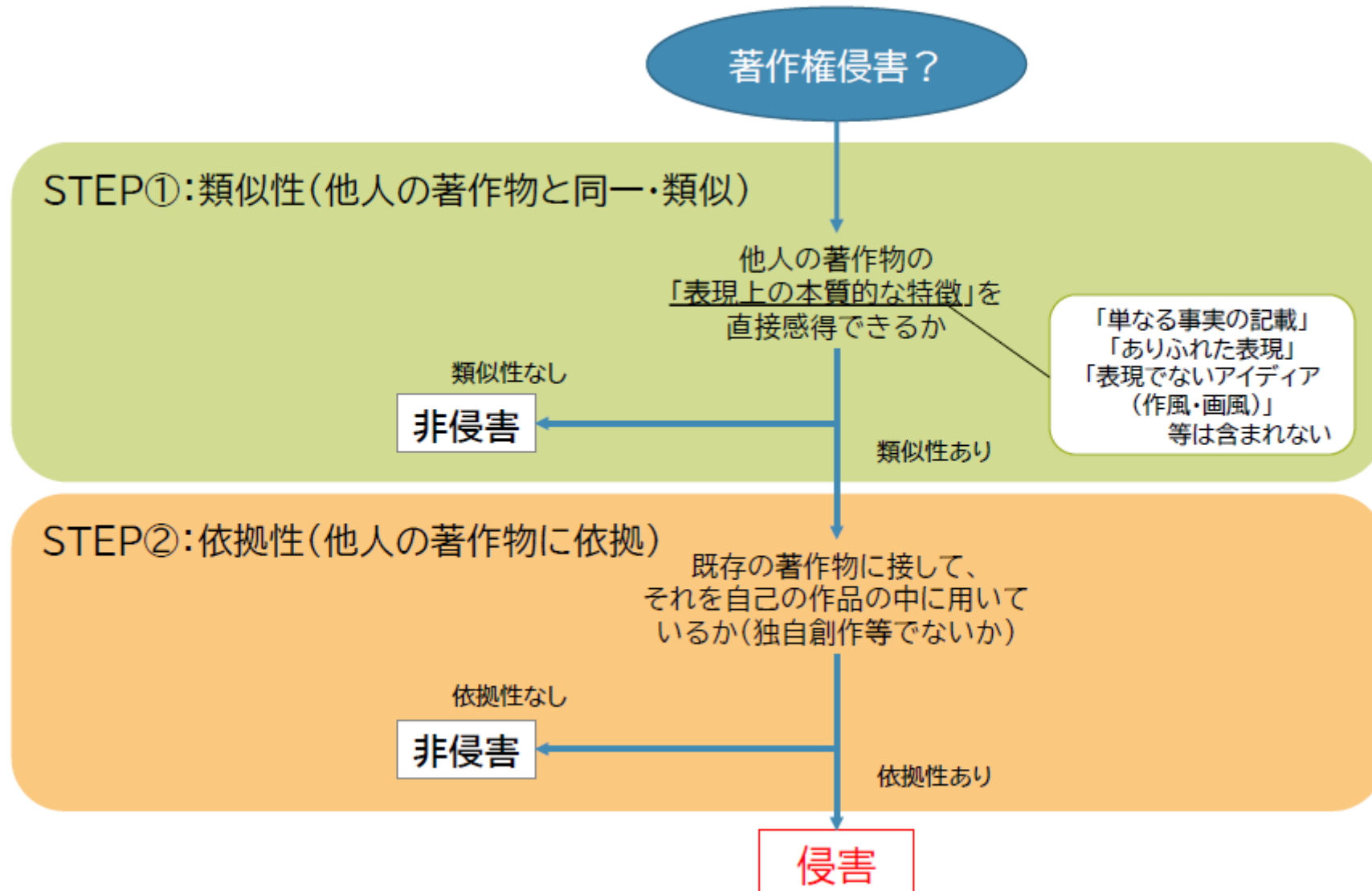
授業目的であれば大きく制限が緩和されており、他の著作物を使いやすい授業目的以外（校務利用等）だと通常の著作権侵害に関する検討が必要

著作權侵害

基本理解: 著作権侵害

- 著作権に関わる利用をする際、以下のいずれかにも当てはまらない場合は「**著作権侵害**」となり得る
 - 著作権者の許諾を得る
 - 権利制限規定（例外規定）に該当する利用を行う
- 著作権侵害の要件は「**類似性**」と「**依拠性**」
 - 類似性: 作成物が既存の著作物と同一、または類似していること
 - 依拠性: 作成物が既存の著作物に依拠して複製・作成等がされていること

基本理解: 著作権侵害の判断フロー (出典: 文化庁 2023)



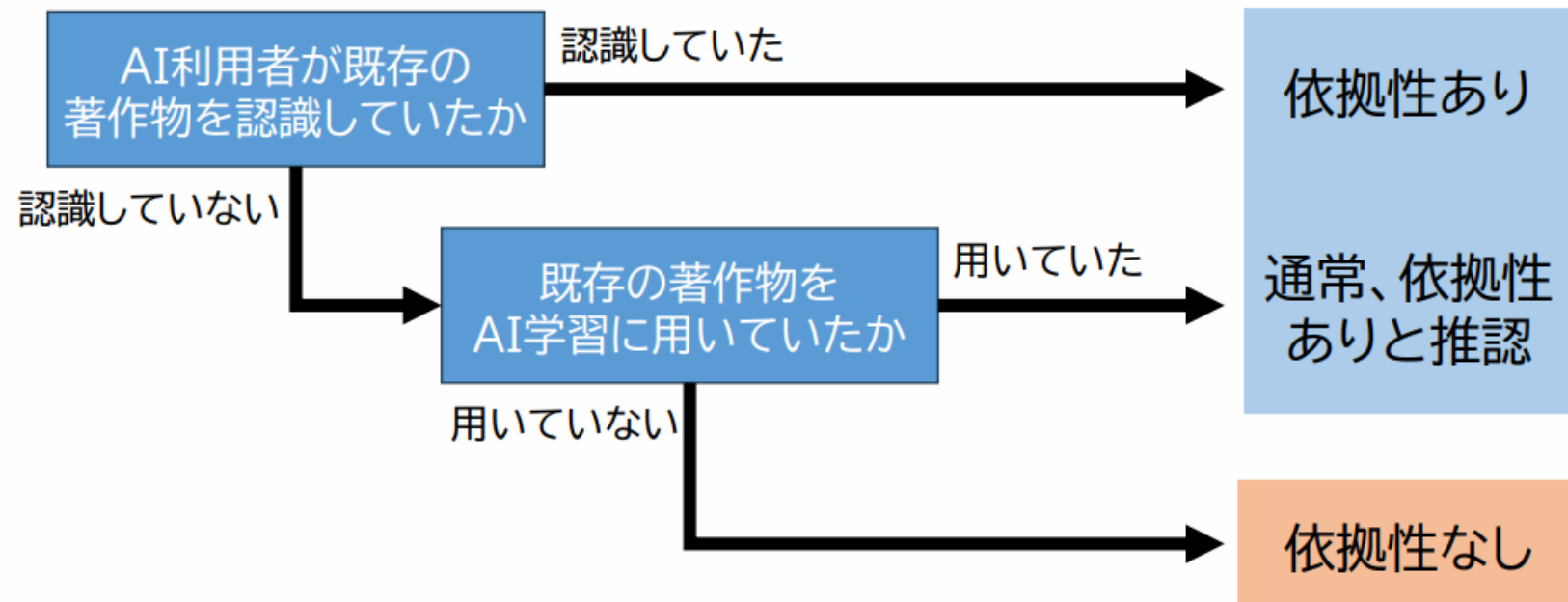
生成AIと著作権侵害

- 類似性

- AIを利用しない場合と同様に判断される

- 依拠性（場合分けがある）

- 以下のように考えられる（出典: 文化庁 2024c）



著作権侵害をした場合に著作権者が行えること

- **故意:** 結果の発生を認識した上で、結果が発生することを認容して行う行為
- **過失:** 損害の発生が予見可能で回避可能性があるのに、回避の義務を怠ること
- **侵害者に故意・過失があるかどうか問わず**
 - 差止請求: 侵害行為の停止・予防措置の請求等
 - 不当利得返還請求: 不当に得た利益の返還
- **侵害者に故意又は過失がある場合**
 - 損害賠償請求: 不法行為により生じた損害の補填の請求
- **侵害者に故意がある場合**
 - 告訴等による刑事処罰の求め（刑事罰）

ここまでのまとめ

- **授業目的とそれ以外で大きく異なる**
 - 授業目的であれば、条件をクリアすれば基本的に自由に使える
 - それ以外の目的だと、通常の著作権侵害の判断となる
- **著作権侵害を検討するポイントは「類似性」と「依拠性」**
 - 類似性: 生成AIを用いていても通常の判断となる
 - 依拠性: 生成AIを用いている際、場合分けが発生する
 - AI利用者が既存の著作物を認識していたといえる場合 → 「依拠性あり」と考えられる
 - AI利用者は既存の著作物を認識していないが、当該既存の著作物をAI学習に用いていた場合 → 「依拠性あり」と推認される (**※吉田の感想 これが辛い**)
 - AI利用者は既存の著作物を認識しておらず、当該既存の著作物をAI学習に用いていなかった場合 → 「依拠性なし」と考えられる
- **権利者が行えることは「故意」「過失」があるかによって異なる**
 - 侵害者に故意・過失があるかどうか問わず: 差止請求、不当利得返還請求
 - 侵害者に故意又は過失がある場合: 損害賠償請求
 - 侵害者に故意がある場合: 告訴等による刑事処罰の求め (刑事罰)

教員が行える・行うと良さそうなこと

- **授業目的では比較的緩和されて著作物を利用できる**
 - 営利目的でない学校における授業目的で、著作権者の利益を不当に害さない
 - 条件が合えば、許諾なしに著作物を生成AIで用いることも可能
- **授業目的以外だと注意が必要→対策が必要（通常の著作権侵害と同様の判断になる）**
 - 著作権的に安全な生成AIを用いる（Adobe Fireflyなど）
 - それ以外の生成AIを用いる（多くの生成AIの学習データは非公開）
 - 類似性: 生成AIによる生成物が他の著作物に似ていないか確認（例: 画像やテキストを用いたインターネット検索等で類似の著作物がないかを確認する）
 - 依拠性: AI事業者が学習データを公開していないことから自力での判断が難しいが、少なくとも似た生成物を自分が認識していないかを確認
 - 過失を減らすために、操作の記録や、類似性確認の記録等を残しておく
 - 過失があると損害賠償請求までされてしまう可能性がある
 - 故意又は過失がなくても、権利者が差止請求や不当利得返還請求できるため、それに対応できる体制にしておく（すぐに該当箇所を消せるような環境にしておく等）

生成AIによる生成物の著作物性

AI生成物の著作物性

- AIが自律的に生成したものは、著作物に該当しないと考えられる
 - 指示なしで生成されたもの、簡単な指示で生成されたものなど
- 人が思想又は感情を創作的に表現するための「道具」としてAIを使用したものと認められれば、著作物に該当し、AI利用者が著作者になると考えられる
 - 「創作意図」と「創作的寄与」がポイント

AI生成物における「創作的寄与」

- AI利用者の「創作的寄与」となり得るものがどの程度積み重なっているかなど総合的に考慮されて判断される

① 指示・入力の分量

影響しない

単に長大なだけで、創作的表現に至らないアイデアを示すにとどまる指示

プラスに働く

創作的表現といえるものを具体的に示す詳細な指示

② 生成の試行回数

影響しない

単に試行回数が多いこと

プラスに働く

生成物を確認し指示・入力を修正しつつ試行を繰り返すこと

③ 複数の生成物からの選択

影響しない

単なる選択行為自体

考慮が必要

通常創作性があると考えられる行為であっても、その要素として選択行為があるものもあることから、こうした行為との関係